

平成 19-20 年度エゾシカ狩猟における輪採制の結果

北海道環境科学研究センター
道東地区野生生物室 車田利夫

1. はじめに

知床世界自然遺産地域に隣接する地域は、羅臼町及び斜里町側ともに一般狩猟が可能な地域であるが、この地域でのエゾシカ狩猟は、知床半島エゾシカ保護管理計画に基づく、遺産地域隣接地区における個体数調整事業として位置付けられている。平成 19 年度及び平成 20 年度には、この隣接地区での狩猟に道内で初めて輪採制が導入された。輪採制は、エゾシカの学習効果による捕獲効率の低下を防ぐために考案された狩猟システムである。ここでは、両年度の捕獲結果を報告するとともに、輪採制の効果について検証する。

2. 方法

羅臼町及び斜里町をそれぞれ 2 つ又は 3 つの地区に区分し、斜里の一部を除く各地区では狩猟期間中に 1 週間から 2 週間程度の禁猟期間を複数回設定するとともに、狩猟者が出猟しやすい環境を維持するため、同じ町の地区では禁猟期間が重複しないようにした(図 1)。両年を比較すると、斜里町では可猟期間の長さや時期に若干の違いがある程度だが、羅臼町での大きな変更点として、平成 19 年度には 1 つであった B 地区を平成 20 年度には 2 地区に分割したこと、禁猟期間の長さを平成 20 年度には半分の約 1 週間としたことが挙げられる。

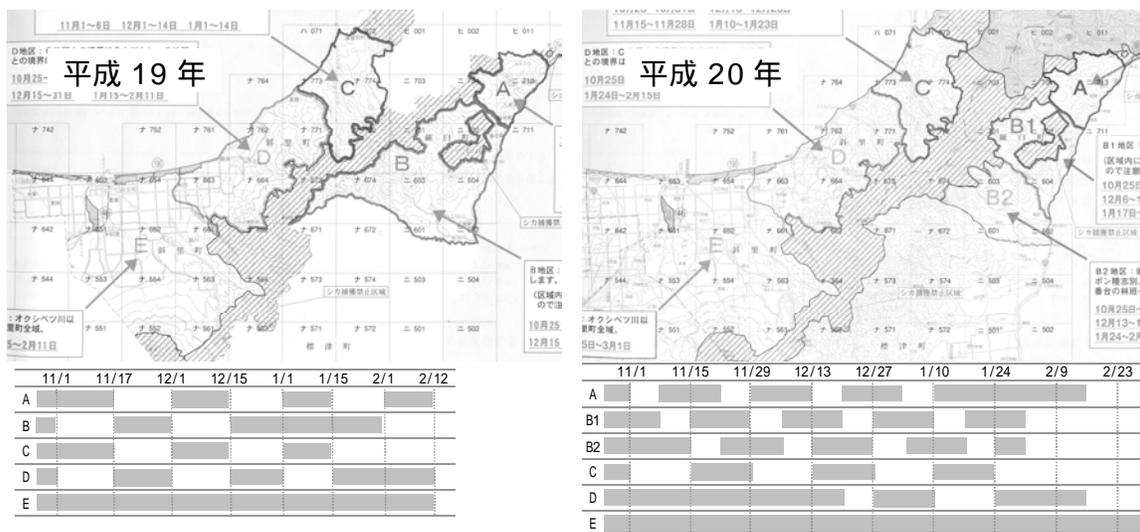


図 1. 知床半島基部における輪採制の区域及び可猟期間

3. 結果

両町における平成 16 年度から平成 20 年度までの間の狩猟結果を図 2 及び表 1 に示す。羅臼町における平成 19 年度以降の狩猟努力量は、輪採制実施前とほぼ同程度であった。捕獲数は平成 19 年度は例年並みであったが、平成 20 年度は過去 5 年間で 2 番目に少なかった。CPUE は平成 19 年度

は例年並み、平成 20 年度は過去 2 番目に低く、B1 地区と B2 地区の差が大きかった。斜里町の輪探制以降の捕獲数及び狩猟努力量は平成 16 年度よりは少なかったものの、他の輪探制前の年度とほぼ同じが多かった。

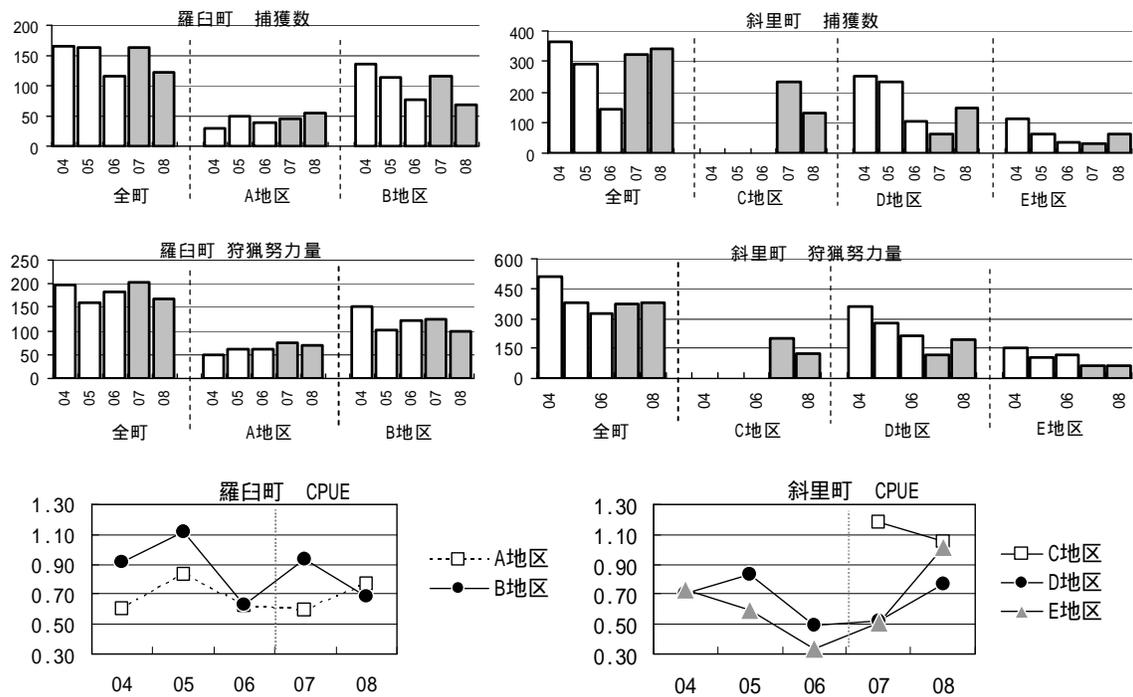


図 2 . 知床半島基部の羅臼町及び斜里町における 2003 年度から平成 20 年度までの間の狩猟結果

表 1 . 知床半島基部の羅臼町及び斜里町における 2003 年度から平成 20 年度までの間の狩猟結果

羅臼町	全町					A地区					B地区					08 B地区内訳	
	04	05	06	07	08	04	05	06	07	08	04	05	06	07	08	B1	B2
狩猟努力量	198	161	184	203	169	48	60	61	77	70	150	101	123	126	99	25	74
捕獲数	191	206	115	163	122	29	50	38	46	54	137	113	77	117	68	25	43
CPUE	0.96	1.28	0.63	0.80	0.72	0.60	0.83	0.62	0.60	0.77	0.91	1.12	0.63	0.93	0.69	1.00	0.59

斜里町	全町					C地区					D地区					E地区				
	04	05	06	07	08	04	05	06	07	08	04	05	06	07	08	04	05	06	07	08
狩猟努力量	510	381	326	374	379	-	-	-	198	123	358	279	212	117	193	152	102	114	59	63
捕獲数	362	294	143	325	341	-	-	-	234	129	251	233	105	61	148	111	61	38	30	64
CPUE	0.71	0.77	0.44	0.87	0.90	-	-	-	1.18	1.05	0.70	0.84	0.50	0.52	0.77	0.73	0.60	0.33	0.51	1.02

平成 19 年度及び平成 20 年度における任意の期間 (約 1~2 週間) ごとの両町の狩猟努力量の推移を、平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 年間の平均値の推移と比較した (図 3)。平成 19 年度の羅臼町では、B 地区が禁猟となった 11 月及び 12 月の前半の狩猟努力量が例年を大きく下回っていた。平成 20 年度の同じ時期の狩猟努力量は例年よりは少なかったものの、平成 19 年度ほどの大きな差ではなかった。平成 19 年度の斜里町では、D 地区への狩猟努力量は極端に少なかった 1 月後半を除きはほぼ例年並みであった一方、D 地区と交互に解禁となった C 地区の努力量は例年の同時期の D 地区への努力量を上回っていた。平成 20 年度の狩猟努力量の推移は、輪探制実施前とほぼ同じであった。

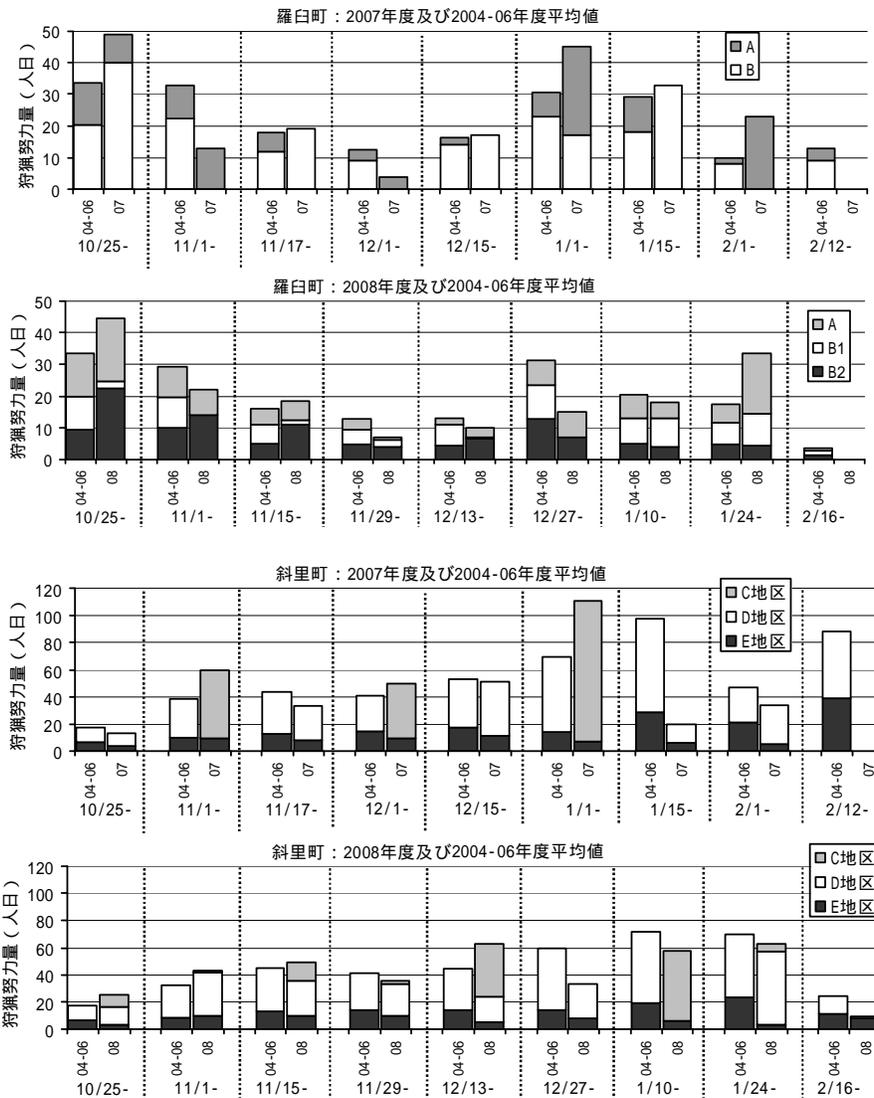


図3. 羅臼町及び斜里町における狩猟期間中の狩猟努力量の推移

平成19年度及び平成20年度における約1週間の任意の期間ごとの各地区のCPUEの推移を、2004年度から2006年度までの3年間の平均値の推移と比較した(図4)。従来から可猟区であった地域における輪採制採用前後のCPUEの推移の比較からは、輪採制の効果を評価できるような特徴的な傾向は見出せなかった。しかし、斜里町のC地区では、平成19年度及び平成20年度とも共通して禁猟期間を挟むと捕獲効率が回復する傾向がみられた。また、平成19年度には、約2週間の可猟期間の全てにおいて前半より後半の捕獲効率が低下しており、平成20年度においても、差は小さいものの同様の現象が生じていた。

平成 19 年

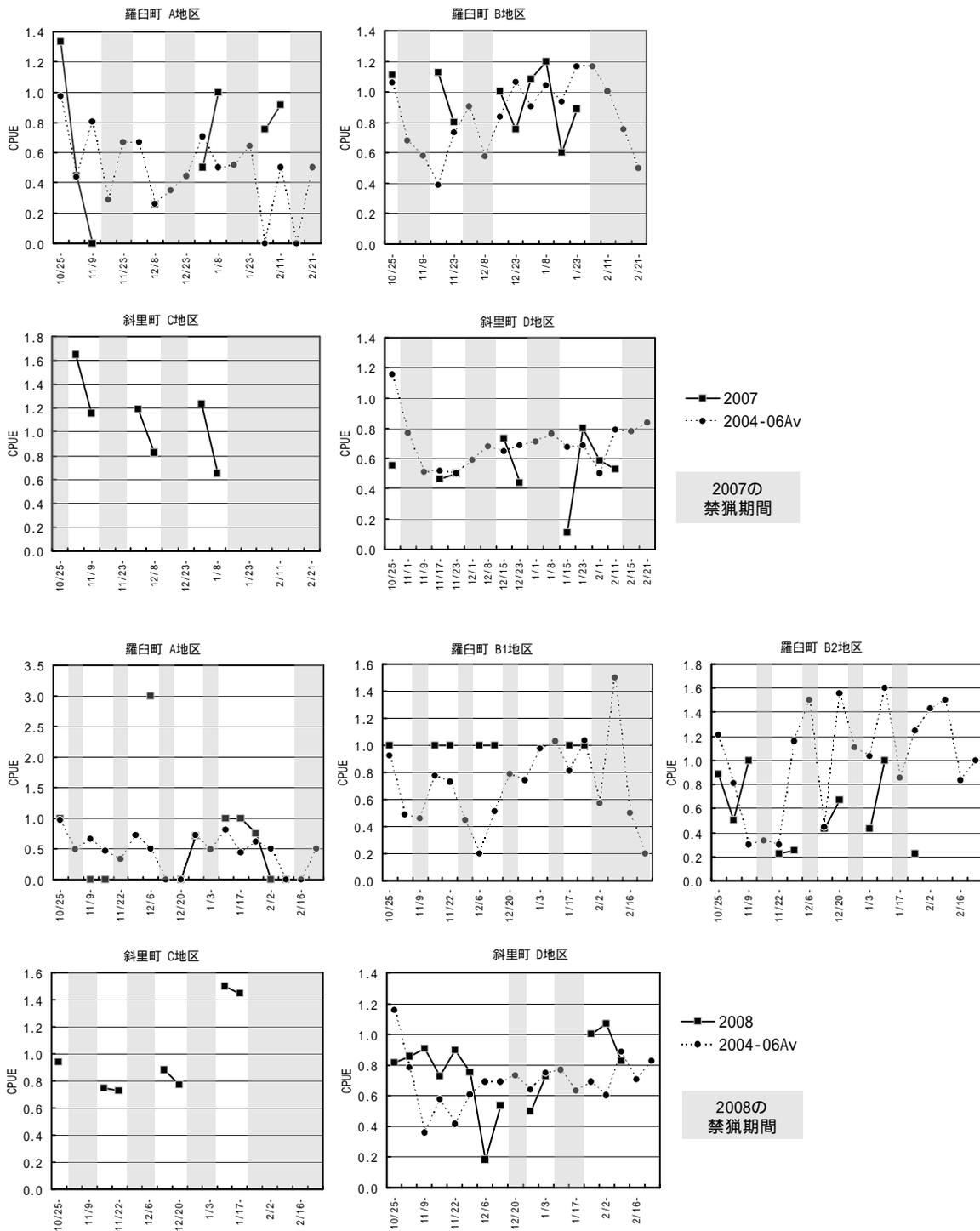


図4．羅臼町及び斜里町の各地区における狩猟期間中の CPUE の推移。上は平成 16 年度から平成 18 年度までの間の平均値と平成 19 年度、下は平成 16 年度から平成 18 年度までの間の平均値と平成 20 年度との比較。灰色の期間は輪採制実施年度において禁猟期間であることを示す。

4. 考察

輪採制は狩猟の機会を従来より制限するものであるため、狩猟努力量が減少する可能性もあったが、羅臼町における平成 19 年度以降の狩猟努力量は輪採制実施前とほぼ同程度が維持されていた。しかし、平成 19 年度は 11 月から 12 月の間に限ると狩猟努力量は例年より減少した。これは羅臼町の 2 地区がそれぞれ十分な面積を持っていなかったことと、その中でも実際に猟ができる地域が限定されていたことから、輪採制以前に町全域に投資されていた全ての狩猟努力量をその期間中は片方の地区だけでは吸収できなかったためと考えられる。この結果及び地元狩猟者等の意見を反映し、平成 20 年度には B 地区をさらに 2 分割し、羅臼町では 3 地域のうち常に 2 地域が可猟となるよう設定した。平成 20 年度と同じ時期の狩猟努力量が平成 19 年度ほど大きく減少しなかったのは、その効果と考えられる。一方、羅臼町における捕獲数は、平成 19 年度は例年並みもしくはより多かったものの、平成 20 年度は大幅に減少し、過去 5 年間で最も少なかった。この年の狩猟努力量は例年並みであったため、特に B 地区の捕獲効率の低下がその主な原因と考えられた。平成 19 年度から平成 20 年度にかけての羅臼町の狩猟規制の大きな変更点は、B 地区を 2 つに分割したこと及び禁猟期間を 2 週間から 1 週間に短縮したことである。捕獲効率の低下はこれらの変更起因する可能性もあるが、ここではそれを検証することはできなかった。ただし、捕獲効率は、特に積雪などの条件の影響も強く受けるため、平成 20 年度における狩猟規制の変更以外にも原因があった可能性がある。今後、地元狩猟者への聞き取りなどから、平成 20 年度猟期の状況を確認し、その原因を明らかにする必要がある。

斜里町では、前年度まで禁猟地域であった C 地区が輪採制が始まった平成 19 年度から可猟区となったため、狩猟者の行動などがそれまでと大きく異なると考えられ、輪採制前後の捕獲結果等の比較による輪採制の効果検証は困難である。しかし、羅臼町同様に、以前とほぼ同じ狩猟努力量と捕獲数が維持されていることから、少なくとも輪採制の導入が捕獲結果に負の影響を及ぼしたことはなかったと言える。平成 19 年度の 1 月後半に D 地区の狩猟努力量が極端に少なかったのは、地元狩猟者への聞き取りの結果、施業の都合から D 地区の主な猟場である国有林の一部地域への入林が制限されていたためであることが判明している。D 地区における狩猟期間中の捕獲効率の輪採制実施前後での比較からは、禁猟期間の有無による捕獲効率の違いは検出できなかった。しかし、C 地区については、輪採制前との比較はできないものの、禁猟期間の存在によって捕獲効率が回復すること、可猟期間が 2 週間続いた場合、捕獲効率の低下は 1 週間程度経過した時点で始まっていることが示唆された。

以上のように、過去 2 年間の知床半島基部における輪採制の結果から、輪採制を採用しても狩猟努力量は維持されることが確認され、また、禁猟期間は捕獲効率の回復に効果があることが示唆された。しかし、特に捕獲効率は様々な要因の影響を受けることから、輪採制の効果を正しく検証するためには、今後も知床半島基部での継続による情報の蓄積と、条件の異なる他の地域などでの実施が求められる。